

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	浴場業の許可取消し、営業停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	公衆浴場法第 7 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	公衆浴場法第 7 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、営業者が、法第 2 条第 4 項の規定により公衆浴場の経営の許可に附した条件又は法第 3 条第 1 項 (公衆浴場について講ずべき措置) の規定に違反したときは、公衆浴場の営業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 35 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日